

## 「放置艇解消のための基本方針」の構成（案）

### 1 前文

第1回審査会

#### （1）策定趣旨

- ・ これまで進めてきた「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定」による放置艇対策を補完する「既存ストックを活用した柔軟な対策」や「廃船処理の促進策」、「保管場所確保の義務化のあり方」などを整理する「放置艇解消のための基本方針」を策定する。

#### （2）目指すべき姿

- ・ 平成34年度までに県全体の放置艇をゼロにする。
  - ① 全てのプレジャーボートを管理者の監督下（許可状態）とする。
  - ② 使用されずに放置されている「廃船」をゼロにする。

### 2 船舶の定義

第2回審査会

#### （1）対象船舶

- ・ 基本方針の対象船舶は、プレジャーボートであるが、禁止区域における禁止物件の扱い及び廃船処理においては、漁船も対象とする。

#### （2）船種ごとの分類表

- ・ 船舶を分類して定義を明確にし、プレジャーボートをモーターボート・ヨット類と漁船登録をしていない遊漁船に区分。

### 3 類型別対応方針

#### （1）類型別対応方針の必要性

- ・ 各港・地区の特性に応じて類型別対応方針を当てはめ、計画的かつ効率的に対策を進めていく。

#### （2）類型別対応方針（案）

- （A類型）全ての船舶の係留を禁止
- （B類型）漁船のみ係留を認める
- （C類型）漁船・遊漁船のみ係留を認める
- （D類型）漁船・遊漁船・プレジャーボートの係留を認めるが、係留場所の棲み分けを図る
- （E類型）係留場所の安全性を確保した上で、漁船・遊漁船・プレジャーボートの係留を認める

## 4 既存ストックを活用した柔軟な対策（係留可能場所の確保）

### （1）係留許可が可能な場所及び設備

#### ① 総論

- ・ 既存の港湾・漁港施設内の静穏域等を活用して、プレジャーボートの係留保管場所を確保する。

#### ② 係留を可能とする場所

- ・ 泊地，船だまり，防波堤の内側，岸壁及び物揚場の前面，入り江など

#### ③ 設置を可能とする係留設備

- ・ 栈橋，渡橋，はしご，係船環，係船柱，防舷材，ロープなど

#### ④ その他

- ・ 係留保管場所が不足する港・地区には，暫定係留区域を認める。
- ・ 駐車場は，利用者による自主的な確保を前提とする。
- ・ 地元住民が長年にわたり係留している場所については，可能な限り優先する。

### （2）利用者団体等の活用

第3回審査会

- ・ 漁協や利用者団体，地元自治会，民間事業者等が，自主的にプレジャーボートの係留栈橋等を設置し管理・運営を行うことを積極的に認めていく。

### （3）許可・料金徴収のあり方

#### ① 許可制度のあり方

- ・ 上記の係留可能場所の許可の考え方，条例改正等の方向性など

#### ② 料金徴収及び料金設定

- ・ 上記の係留可能場所の料金設定の考え方など

## 5 廃船処理の促進

### （1）本県における廃船の定義

### （2）処理促進の方向性（管理者による代執行のあり方等）

## 6 意識啓発と所有者による保管場所の確保

### （1）関係機関と連携した所有者の意識啓発の取組

### （2）所有者による保管場所確保の義務付け制度のあり方